

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 （曜日）	事務所等名	電 話	発表者（担当者）	その他の 配布先
7/21 （金）	北播磨広域観光協議会 （事務局：北播磨県民局県民交流室）	0795-42-9080	事務局長（県民交流室長）高崎 和則 事務局次長（県民・商工観光課班長）伊藤 明洋	

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務企画提案コンペの実施

自然・食・歴史・文化等地域資源の豊富な北播磨地域を巡るサイクリングイベント（北はりまfunfanライド2023 ～もっとポタッとグルッと北播磨～）の実施業務を委託する事業者の選定に当たり、企画提案を募集します。

1 応募資格

民間企業、NPO法人、その他の法人であり、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

2 応募内容

豊富な地域資源を有する北播磨の魅力を紹介し、参加者が楽しく・安全に参加できるサイクリングイベントの企画・実施

3 委託期間

受託契約締結の日から令和6年2月29日まで

4 事業費

3,084,830円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5 募集期間

令和5年7月21日（金）から同年8月1日（火）17時まで

6 応募手続

令和5年8月1日（火）17時までに、下記9の窓口に、所定の提出書類一式を持参又は郵送して提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により連絡したうえで、書留等配達記録が残るよう期日までに必着のこと。

7 審査方法

審査委員会を設置し、提出された応募資料等をもとに審査のうえ、業務予定者を選定する。

8 その他

詳細は、「令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務企画提案コンペ募集要項」を参照

9 問い合わせ先

北播磨広域観光協議会事務局
兵庫県北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課（商工観光担当）
〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎別館 3階
TEL：0795-42-9412、FAX：0795-42-7535

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務に係る委託仕様書

- 1 業務名 北播磨サイクリングイベント実施業務
- 2 契約期間 契約締結日～令和6年2月29日
- 3 業務の目的 北播磨地域の複数市町を結んだ広域のサイクリングコースを設定し、北播磨を満喫しながら楽しくサイクリングすることで北播磨の魅力を広く発信し、一層の交流人口の増加と誘客を図る。
- 4 事業概要
 - (1) 名称 北はりま funfan ライド 2023～もっとポタッとグルッと北播磨～
 - (2) 開催日 令和5年9月23日(土・祝)を予定
 - (3) 主催 北播磨広域観光協議会
 - (4) 開催場所 スタート・ゴール地点：あじさいフローラみき
 - (5) 事業の性格 本事業は、タイムを競うレースではなく、交通ルールを守って楽しく地域を走行する地元密着型のサイクリングイベント(ファンライド・グループライド)として実施するものである。
 - (6) 内容
 - 参加人数 100名(定員)
 - 参加費 一人3,000円程度を想定(保険料、提供品代として)
 - コース 三木市と小野市を結ぶ50～70kmの初心者から中級者向けのコース
 - 想定時間 イベント時間 8:00～15:00
(準備・撤去含む 7:00～18:00)
- 5 業務の内容

受託事業者は、協議会の意見に基づき、本事業を実施するために必要な業務を行うものとする。主な内容は次のとおりであるが、事業実施の過程で、業務内容の修正及び追加が必要となる場合は、事務局と協議のうえ、これに対応することとする。

 - (1) サイクル企画・運営に係る業務
 - ① 実施計画
 - ・イベントの全体企画及び詳細企画(コース設定、設定したコースの確認、試走会の開催等)。なお、コースは別所ゆめ街道のサイクリングコース及び3か所のエイド地点を通る危険の少ないコースにすること。エイド地点については、エイド案を参考にしながら提案すること。
(エイド地点案：三木鉄道記念公園、三木山防災公園、白雲谷温泉ゆぴか、別所ふるさと交流館)
 - ・各種計画の作成(運営計画、警備計画、救護計画、スケジュール等)
 - ・各種マニュアル作成(運営、緊急事態対応(途中棄権者等の収容運搬及び事故等対応含む)、通信連絡体制、ガイドライダー等)
 - ・各種申請業務に対する助言(警察、道路占用、会場使用等に関する業務)
 - ・警備計画書を作成し、警察協議に同行し、説明すること。
 - ・エイドステーションの確認等
 - ② 運営
 - ア イベント会場の設営及び終了後の会場及び機材の撤去
 - イ エイドステーションに係る準備及び会場設営に係る助言等

- ・地元特産品及び給水の提供

ウ その他運営に係る準備

- ・参加申込の段階で、スポーツサイクルのレンタルを希望した先着 10 名に対して、スポーツサイクル及びヘルメットの手配をすること(スタート地点までの運搬を含む)。なお、その場合レンタル代 2,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を追加で徴収することとする。

- ・スポーツサイクルのレンタルを行った参加者にスタート前にレクチャーを行い、安全に走行できる工夫をすること。

- ・車両の手配(救護車、本部・スタッフ車両)

- ・警備業者の手配

- ・ガイドライダーの手配(参加者 6 名程度に対して 1 名手配すること)

※ガイドライダーについては、事前にコースを走行させ、行程を熟知させること。

- ・警備業者、その他スタッフとの連絡・調整

- ・通信機材の手配

- ・イベント中に発生した負傷者や熱中症への対応が可能な看護師を 1 名手配すること。

- ・大会のリスク軽減対策(スタッフを含めたイベントの保険加入等)

- ・各種運営にかかる料金の支払い

- ・その他運営に必要な業務

- ・参加者の保険加入

- ・ヘルメットゼッケン及びリストバンドを作成し、当イベントの参加者を識別できるようにすること。

③ 募集及び広報等について

- ・参加者の募集及び受付等対応業務

(チラシ(フルカラー1,000枚)、ポスター(20枚)の作製・配布、webまたは電話等での受付体制の確保、申込・問合せ対応、配布物の送付、参加費の徴収、アンケート調査の実施等)

- ・広報活動

- ・カメラマンの手配

- ・参加者、関係者への連絡及び調整

(2) 成果物等の提出

- ・実績報告書の作成(実績、記録、写真、アンケート結果、発行された広報物等)

(3) 視点

- ・参加者や地域住民、道路通行車両等の十分な安全対策を講ずること。

- ・事故、リタイアが生じないように、進行体制は安全確保を最優先すること。

- ・参加者が単にイベントに参加するだけでなく、北播磨地域に再度訪れたいようになるように工夫すること。

- ・参加者募集、申込、広報については、チラシ等を活用するとともに、効果的な情報発信ができるように工夫すること。

- ・少ない費用で最大限の効果を生むよう工夫したものとすること。

6 スケジュール予定

8月 契約

おおよそのコース確定

警察協議

募集開始

コース最終確定

9月 ガイドライダー試走

各種マニュアルや実施計画書作成

事業実施

10月 アンケート実施と集計

11月 実績報告書の作成

7 参加費について

当サイクルイベントに係る参加費については、事業運営の収支計画における収入として充てることとする。

8 事業実施における留意事項

- (1) 上記に定める事項のほか、業務遂行上必要と認める事項が発生した場合は、協議会と協議のうえ、業務内容を変更することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、協議会と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行に努めることとする。
- (3) 受託者は、本業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らしてはならない。
- (4) 本業務の一部について再委託を行う場合は、協議会と協議し承認を得ること。
- (5) 自然災害や大規模事故等の発生による、協議会の判断で事業の一部又は全部を実施しない場合は、契約の変更を行うこととし、出来高（準備費用等）に基づき契約金額の変更を行うものとする。
- (6) その他定めのない事項については、必要に応じ協議会と協議のうえ、その指示に従うものとする。

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務 企画提案コンペ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務を委託する企画提案コンペの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 応募者 企画提案コンペに応募する者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要項の作成)

第3条 企画提案コンペを実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) 企画提案コンペ実施の趣旨に関すること。
- (2) 応募者の資格に関すること。
- (3) 応募手続に関すること。
- (4) 応募に要する費用に関すること。
- (5) 当選者の決定方法に関すること。
- (6) その他企画提案コンペの実施に必要と認める事項

(審査会の設置)

第4条 当選者を決定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の設置については、別に要綱で定める。

(審査方法)

第5条 審査は、別に定める令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務に係る企画提案コンペ審査方法による。

(当選者の通知)

第6条 前条の規定により、当選者を決定したときは、応募者全員に当選の可否を通知するものとする。

(事務の所掌)

第7条 この要領の実施に関する事務は、北播磨広域観光協議会事務局（兵庫県北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課内）が所掌する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月20日から施行する。

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務 企画提案コンペ募集要項

1 業務概要

(1) 委託業務名

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務

(2) 業務の目的

北播磨地域は自然・食・歴史・文化等の地域資源が豊かな地域である。また、近年自転車道の整備やレンタサイクルの普及、管内を結ぶサイクリングマップの作成が進められるなど、サイクリストだけでなく広く一般の人々の走行に良好な環境が整いつつある。地域の景観等を楽しみながら周遊するサイクリングイベントを実施することで、その魅力を広く発信し、一層の誘客促進と交流人口の増加を図る。

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 事業費

金 3,084,830 円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

(6) 選定方法

公募型企画提案コンペ方式

2 応募資格

(1) 企画提案コンペに参加できる者は、参加申込書の受付時に次の全ての要件を満たす者とする。

- ① 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- ② 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- ③ 委託業務の実施にあたり、協議会との打合せなどに適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、(1)に関わらず、企画提案コンペに参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 応募図書（4(1)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 実施スケジュール

本業務実施におけるスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和5年7月21日（金）
質問受付期限	令和5年7月28日（金）17時まで
企画提案書提出期限	令和5年8月1日（火）17時まで
プレゼンテーション審査	令和5年8月3日（木）午前中を予定
審査結果通知	令和5年8月4日（金）を予定
契約締結	当選者の履行保証加入が確認でき次第すみやかに 行います。
募集開始	令和5年8月15日（火）を予定 ※準備ができ次第予定を前倒しして行います。
募集期限	令和5年9月16日（土）
イベント実施	令和5年9月23日（土・祝）

4 応募手続

(1) 応募図書

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき、以下の書類を作成のうえ、提出すること。なお、書類はいずれもA4サイズに統一すること。

	書類名	部数	内容
①	企画提案申込書 【様式1】	・10部	
②	事業者概要 【様式2】	・10部	会社概要(パンフレット等)があれば添付すること。
③	企画提案書 (任意様式)	・10部	①提案内容 ・イベント実施に当たるアピールポイント等 ②業務実施の組織体制、スケジュール等
④	事業実績 (任意様式)	・10部	
⑤	経費積算見積書 【様式3】	・10部	積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
⑥	誓約書 【様式4・5】	・1部	

(2) 応募図書の提出

令和5年8月1日（火）17時必着

協議会に郵送又は持参をして提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により協議会に連絡したうえで、書留等配達記録が残る方法により期日までに協議会に到着するように提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日9時から17時までとする。

(3) 提出先

「13 問い合わせ先、書類提出先」まで

(4) 応募図書に関する留意事項

- ① 応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- ③ 応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

5 募集要項に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和5年7月28日（金）17時まで受付

(2) 質問方法

質問票【様式6】を電子メール又はFAXにより提出すること。なお、提出後、電話などにより到着を確認すること。

(3) 提出先

「13 問い合わせ先、書類提出先」まで

(4) 回答方法

質問への回答は、原則、応募者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

6 当選者の選定

(1) 審査方法

応募のあった企画提案については、審査会を設置のうえ、以下に掲げる内容等を総合的に評価し、業務を委託する事業者を選定する。

- ① 提案内容について
- ② 事業遂行に当たっての創意工夫
- ③ 事業実施に関する実績
- ④ 業務遂行の体制
- ⑤ 費用対効果 等

(2) プレゼンテーション審査の実施

提出書類をもとに、後日有識者等による企画提案コンペ審査会において内容を審査する。原則として応募者にプレゼンテーションを求める。ただし、6者以上の応募者があった場合に限り、協議会での事前審査において5者程度に絞ったうえで審査する。

なお、実施日及び会場の詳細は、別途通知する。

- ① 実施日 令和5年8月3日（木）を予定
- ② 開 場 兵庫県社総合庁舎
- ③ プレゼンテーション（1者につき15分）
- ④ 注意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に個別に実施する。

イ プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。

エ プレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担とする。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は、失格とみなす。

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② この募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(4) 審査結果の通知

審査結果については、応募者全員に対してメールで通知する。

7 委託契約の締結

- (1) 協議会は、当選者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行い、協議が整った場合に、契約を行う。この際、双方で確認のうえ、提案事業の内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 当選者が6(3)の失格事由に該当する場合、又は(1)の協議・調整が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとする。

8 契約の解除

- (1) 委託契約書に記載の条項に違反があったときは、契約の一部若しくは全部を解除し、委託料の支払いをせず、又は支払った委託料の一部若しくは全額の返還を求める場合がある。
- (2) (1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、速やかに実績報告書及び必要書類を協議会に提出すること。
- (2) 事業の進捗状況等については、報告を求める場合がある。

10 委託費の支払い

委託費は、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

11 契約の変更

事情の変化等により業務内容に変更等が生じた場合は、協議会と受託事業者が協議のうえ契約を変更する場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

12 留意事項

- (1) 成果物に係る著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属する。
- (2) 応募者は、企画提案コンペの実施に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）。
- (3) 受託事業者は、委託事業の遂行に必要な場合、提出書類等を協議会が利用することを許諾するものとする（複製の作成を含む。）。
- (4) 受託事業者は、本事業が協議会との契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (5) 受託事業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類等）を事業終了後5年間保存すること。
- (6) 事業の受託により得られた情報は、受託事業終了後においても守秘義務があること。

13 問い合わせ先、書類提出先

北播磨広域観光協議会 事務局

（兵庫県北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課）

〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎別館 3階

T E L:0795-42-9412

F A X:0795-42-7535

E-mail:kharimakem@pref.hyogo.lg.jp

【様式1】

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務
企画提案コンペ申込書

令和5年 月 日

北播磨広域観光協議会会長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 () ー 番

電子メール

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務企画提案コンペ募集要項に基づき、下記の関係書類を添えて応募します。

なお、同要項「2 応募資格」に規定する応募資格を全て満たしていることを誓約します。

記

- 1 事業者概要 【様式2】
- 2 企画提案書 【任意様式】
- 3 事業実績の内容が分かるもの【任意様式】
- 4 経費積算見積書【様式3】
- 5 誓約書 【様式4・5】

【様式2】

事業者概要

名称：_____

本社の所在地		
担当者	所属・氏名	
	住所 (書類送付先)	〒
	連絡先	電話 FAX
	E-mail	
設立年月日		
従業員数		従業員数 人 うち常時雇用する従業員数 人
業種又は事業分野		
主な事業内容		
関連・類似事業の実績		

〔注〕 1 枠内に収まらない場合は、枠を拡げるか、別紙として任意の様式（A4サイズ）に記載し提出してください。

2 企業概要の資料（パンフレット等）がある場合は、添付してください。

【任意様式】

企画提案書（A4版）

提案する業務の内容について、わかりやすく資料を作成してください。
（図、写真などを活用してください。）

提案する業務の内容

- コンセプトやアピールポイントを記載してください
- 業務実施の組織体制、スケジュール

【様式3】

経費積算見積書

所在地
名称
代表者職氏名

(単位：円)

区分	積算内訳 (単価・数量等)	見積金額
小計 (A)		
消費税 (B)=(A)×消費税率		
合計 (C)=(A)+(B)		

- ・発行責任者氏名 (電話：) 電子メールアドレス：)
・担当者氏名 (電話：) 電子メールアドレス：)

【記載に当たっての注意事項】

- (1) 必要な項目が記載されていれば、Excel ファイル等で作成した経費積算見積書でも差し支えありません。
- (2) 区分に計上する見積金額は税抜き金額としてください。
- (3) 経費は可能な限り、「積算内訳」欄に積算根拠 (数量、単価) を明示してください。
- (4) 消費税免税事業者の場合は、「消費税」欄にその旨記載してください。
- (5) 枠内に収まらない場合は、必要に応じて枠を拡張するか任意の様式で別紙として作成してください。

【様式4】

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと。
- 4 北播磨広域観光協議会が、上記1及び2を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県、兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

令和5年 月 日

北播磨広域観光協議会会長 様

所在地
名称
代表者職氏名
電 話 () ー 番
電 子 メール

【様式5】

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

- 1 契約名 令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務委託契約
- 2 誓約事項
 - (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
 - (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに北播磨広域観光協議会へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
 - (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを北播磨広域観光協議会に提出すること。
 - (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
 - (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに北播磨広域観光協議会が行う本契約の解除、違約金の請求その他一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 北播磨広域観光協議会に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和5年 月 日

北播磨広域観光推進協議会会長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

メールアドレス

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

【様式6】

企画提案コンペ 質問票

令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務

北播磨広域観光協議会 行

(E-mail : kharimakem@pref.hyogo.lg.jp)

会社等名		担当部署	
担当者職名		担当者氏名	
E-mail			
電話番号		FAX番号	

質問事項	回答事項
	※この欄は記入しないでください。

質問事項	回答事項
	※この欄は記入しないでください。

【質問票を送付するにあたっての注意事項】

- (1) 1問につき1つの欄を使用することとし、質問事項が複数ある場合は、それぞれ別の欄を使用してください。
- (2) 質問内容は、募集要項（ページ番号）などを掲げ、要点を簡潔に記載してください。
- (3) 電子メールを送信する際は、件名（タイトル）欄に「【質問】令和5年度北播磨サイクリングイベント実施業務企画提案コンペ」と明記してください。
- (4) 記入欄が不足する場合は、枠を拡張するか複写するなどしてください。